

## I P 通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2022年12月23日現在

～2022年12月27日

2022年12月28日～

目次～第1条（略）

（約款の変更）

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト

（[https://www.ntr.co.jp/corporate\\_profile/agreement.html](https://www.ntr.co.jp/corporate_profile/agreement.html)）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2（略）

第3条～第36条（略）

（延滞利息）

第37条 I P 通信網契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内（第39条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者がその料金その他の債務に係る債権を特定請求事業者に譲渡する場合は15日以内とします。）に支払いがあった場合は、この限りではありません。

目次～第1条（略）

（約款の変更）

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト

（[https://www.ntr.co.jp/corporate\\_profile/agreement.html](https://www.ntr.co.jp/corporate_profile/agreement.html)）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2（略）

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

第3条～第36条（略）

（延滞利息）

第37条 I P 通信網契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内（第39条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者がその料金その他の債務に係る債権を特定請求事業者に譲渡する場合は15日以内とします。）に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務を受けている I P 通信網契約について、I P 通信網契約者がその I P 通信網契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その I P 通信網契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

～2022年12月27日	2022年12月28日～
<p>(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。</p> <p>第38条～第47条 (略)</p> <p>(利用に係る I P 通信網契約者の義務)</p> <p>第48条 I P 通信網契約者は次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>第49条～別記 (略)</p>	<p>(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。</p> <p>第38条～第47条 (略)</p> <p>(利用に係る I P 通信網契約者の義務)</p> <p>第48条 I P 通信網契約者は次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) <u>I P 通信網契約者 (当社が電気通信番号を付与するサービスに係る者に限ります。以下、本号において同じとします。) がその契約に係る電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、電気通信番号計画 (令和元年総務省告示第 6 号) の定めに基づき、I P 通信網契約者は、その電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告するとともに、認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。</u></p> <p>第49条～別記 (略)</p> <p><u>附則 (令和 4 年 12 月 22 日 レパ N 第 1115 号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和 5 年 1 月 1 日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>